

3 | 通訳支援事業の実施

出入国在留管理庁では、在留外国人の増加に伴い、地方公共団体の行政窓口において、外国人の理解できる言語での相談対応や情報提供・発信等の必要性が高まっている中、通訳等の人材を十分に確保できず、外国人への対応に支障をきたしている地方公共団体もあることから、令和3年度及び同4年度において、地方公共団体の行政相談窓口を対象に電話通訳による通訳支援事業を試行実施してきました。

この試行実施の結果を踏まえ、令和5年4月1日からは、通訳支援事業を本格実施しています。また、ウクライナ避難民の方からの相談対応に係るウクライナ語、ロシア語の通訳支援についても実施しています。

令和5年4月現在、対応している言語は、英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、クメール（カンボジア）語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥー語、ベンガル語、ウクライナ語、ロシア語の19言語となっております。本サービスの利用料は無料ですが、通話料は利用者負担です。

多言語対応の手段を用意することにお困りの地方公共団体におかれましては、是非この機会に御検討ください。

■通訳支援事業への問合せ先

- 登録・利用方法など技術的な事項に係る問合せ（令和5年度）
株式会社 BRIDE MULTILINGAL SOLUTIONS（旧 株式会社 BRICK's）
Mail: tsuyaku-shien@bricks-corp.com TEL: 03-5366-6018
- その他のことに関する問合せ
出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課在留支援連携係
Mail: zairyushien01@moj.go.jp（LGWAN用アドレス）
zairyushien01@i.moj.go.jp（上記以外）

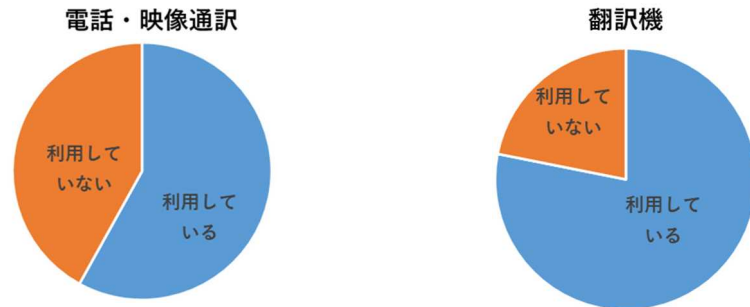
御質問等ありましたら、左記の
問合せ先まで御連絡ください。



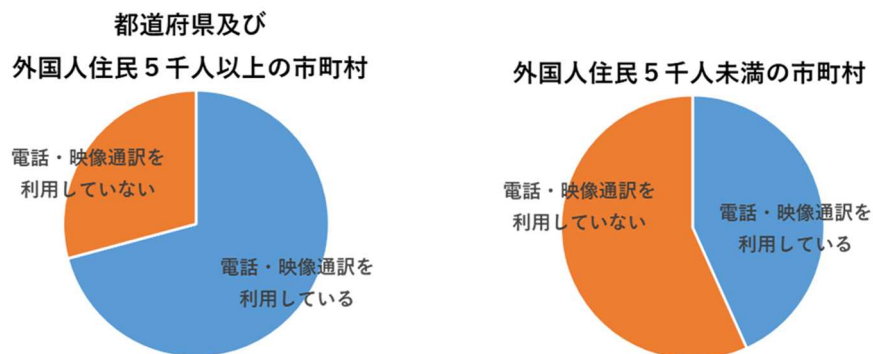


一元的相談窓口における電話・映像通訳や翻訳機の活用

- 交付金により一元的相談窓口の運営を支援している地方公共団体における翻訳機と電話・映像通訳の全国で見た場合の利用率は、翻訳機が約8割、電話・映像通訳が約6割となっています（令和4年度交付金実績）。



- このうち、電話・映像通訳については、利用にかかわらず一定のコストがかかることもあり、特に対象が少ない小規模な窓口での利用率が低い傾向があります。そういった中、出入国在留管理庁では、多言語対応に苦慮している地方公共団体がある状況も踏まえ、電話通訳による通訳支援事業を実施しています。



- 出入国在留管理庁による通訳支援事業については、例えば以下のような導入事例があります。是非、活用を御検討ください。なお、この通訳支援事業により交付金の条件にある多言語要件を満たすことも可能です。
 - ① 初めての多言語対応として導入
 - ② 通訳人や翻訳機の配置を行っている地方公共団体において補完的に導入
 - ③ 従来活用していた電話・映像通訳の対象外の言語・時間外の対応を目的に導入

☞（参考）コラム「通訳人、入管庁通訳支援事業（電話通訳）、翻訳機を組み合わせた多言語対応（新潟県）」（P.14）にて、②のように補完的に通訳支援事業を活用している地方公共団体として新潟県の取組を紹介しています。